

赤ちゃんが生まれたら

出生届

出生届は、赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内（ただし、14日目日が土日祝日のときはその翌日）に届け出をしなければいけません。届け出先は届出人の本籍地・住所地・お子さんの出生地・一時滞在している実家等、いずれかの市町村役場です。

届出人 ・父又は母（父母が二人で届出することも可能です。）

・父又は母が持参できない場合は、代理の方でも受理できますが、届出人として父又は母が署名されてから代理の方に届出を依頼してください。

持ち物 ・出生届の届書（赤ちゃんの生まれた病院でもらえます。）

・母子健康手帳

その他 出生届は土日や祝日・年末年始でも役場本庁で宿日直者が受付をしますが、届書を預かるだけになりますので、その他の手続きは平日にお願いします。名前に使える漢字等は制限がありますので、ご注意ください。2,500g未満で生まれた赤ちゃんについては、出生届の他に「低体重児出生連絡票」の提出が必要です。

問い合わせ 税務住民課 ☎82-3784

出生届と同時に申請する制度

出生届と同時に下記の助成金を申請してください。

出産育児一時金の支給	P32
すこやかベビー出産祝い金	P33
児童手当	P33～34
チャイルドシート購入費補助金	P34
子ども医療費助成	P34

※助成金の内容については上記のページをご覧ください。

健康保険への加入

国内に住所のある方は、健康保険に加入しなければなりません。出生届と同様にお子さんが生まれた日から14日以内に加入手続きをしてください。

届け出 国民健康保険へ加入されている方は役場に届出をしてください。

職場等の健康保険に加入している方は、勤務先に届出をしてください。

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785